

# 「新型コロナウイルス感染症」に係る激甚災害融資の利子補給要領

令和 2年 5月 19日 制定

## 1. 目的

この要領は、全日本トラック協会が実施している「新型コロナウイルス感染症による企業への影響」に係る中央近代化基金激甚災害融資（以下「激甚災害融資」という。）に対して、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が会員事業者（以下「会員」という。）及び本会会員事業者で構成する共同体（以下「共同体」という。）を対象に、独自に上乘せして利子補給を行うことに関し、必要な事項を定めるものである。

## 2. 融資限度額

5,000万円（会員・共同体とも）

## 3. 利子補給の対象

### (1) 対象となる融資の概要

「激甚災害融資」推薦公募要綱のとおり（ただし、利子補給率を除く）

### (2) 対象者

令和2年4月1日以降「激甚災害融資」を受けた本会会員及び共同体

## 4. 利子補給

(1) 「激甚災害融資」を受けた本会会員及び共同体に対し、次の率（ただし、融資の貸付金利を上限とする。）の利子補給を行う。

0.3%

(2) 元金及び利息等の支払いの遅延、利子補給の打ち切り及び返還については、本会「近代化基金運営要綱」第11条第1項から第12条第2項の規定に準ずる。

## 5. 利子補給金処理

本会利子補給分の0.3%分の金額については、商工中金が作成した償還データに基づき、本会が四半期ごとに前3ヶ月分をとりまとめて、本会会員又は共同体の口座に振り込む。

## 6. 承諾書及び融資条件変更依頼書の提出

商工中金が作成した償還データが本会に届き次第、本会会員又は共同体に承諾書（別紙1）を送付することとし、利子補給金の交付を受けようとする本会会員又は共同体は、速やかに本会へ提出しなければならない。

また、融資条件が変更となった場合は、速やかに融資条件変更依頼書（別紙2）を本会へ提出しなければならない。

## 7. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本会が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。